

命 令 書 (写)

平成 29 年(不再)第 53 号

再 審 査 申 立 人 学校法人 Y

平成 29 年(不再)第 55 号

再 審 査 被 申 立 人

平成 29 年(不再)第 55 号

再 審 査 申 立 人 X₁ (個人)

平成 29 年(不再)第 53 号

再 審 査 被 申 立 人

平成 29 年(不再)第 55 号

再 審 査 申 立 人 X₂ 組合

平成 29 年(不再)第 53 号

再 審 査 被 申 立 人

上記当事者間の中労委平成 29 年(不再)第 53 号及び同第 55 号事件(初審新潟県労委平成 27 年(不)第 5 号事件)について、当委員会は、令和 2 年 12 月 16 日第 300 回第三部会において、部会長公益委員畠山稔、公益委員森戸英幸、同松下淳一、同鹿土眞由美、同角田美穂子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主

文

平成29年（不再）第53号再審査申立人・同第55号再審査被申立人学校法人Yの再審査申立て並びに平成29年（不再）第53号再審査被申立人・同第55号再審査申立人X₁及び平成29年（不再）第53号再審査被申立人・同第55号再審査申立人X₂組合の各再審査申立てに基づき、初審命令を次のとおり変更する。

- 1 上記学校法人Yは、上記X₂組合の組合員である上記X₁に対して平成27年4月1日に行ったけん責処分及び謹慎処分をなかったものとして取り扱わなければならない。
- 2 上記学校法人Yは、本命令書受領の日から7日以内に、上記X₁に対し、下記内容の文書を手交しなければならない。

記

年 月 日

X₁ 様

学校法人Y

理事長 B₁ ㊟

当学園が貴職に対し平成27年4月1日にけん責処分及び謹慎処分を行ったこと、並びに当学園において貴職に対し、平成26年10月21日に、組合に入れば本部からC₁部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言をし、また平成27年3月21日に、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をしたことは、中央労働委員会において、それぞれ不当労働行為であると認定されました。再びこのようなことを繰り返さないようにします。

(注：年月日は文書手交の日を記載すること。)

- 3 上記学校法人Yは、本命令書受領の日から7日以内に、上記X₂組合に対し、下記内容の文書を手交するとともに、下記内容の文書を55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に楷書で明瞭に記載して、C₂高校の教務室内に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日
X ₂ 組合
執行委員長 A ₁ 様
学校法人Y
理事長 B ₁ ㊟
当学園がX ₁ 教諭に対し平成27年4月1日にけん責処分及び謹慎処分を行ったこと、並びに当学園においてX ₁ 教諭に対し、平成26年10月21日に、組合に入れば本部からC ₁ 部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言をし、また平成27年3月21日に、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をしたことは、中央労働委員会において、それぞれ不当労働行為であると認定されました。再びこのようなことを繰り返さないようにします。

(注：年月日は文書手交の日及び文書掲示の日を記載すること。)

- 4 その余の救済申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、平成29年（不再）第53号再審査申立人・同第55号再審査被申立人学校法人Y（以下「学園」という。）の以下の(1)及び(2)の行為がいずれも労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第3号の不当労働行為であり、学園の以下の(3)の行為が労組法第7条第3号の不当労働行為であるとして、平成29年（不再）第53号再審査被申立人・同第55号再審査申立人X₁（以下「X₁教員」という。）及び平成29年（不再）第53号再審査被申立人・同第55号再審査申立人X₂組合（以下「組合」といい、X₁教員と組合を併せて「組合ら」という。）が、平成27年10月16日（以下「平成」の元号を省略する。）、新潟県労働委員会（以下「新潟県労委」という。）に対して救済申立てをし、その後、28年7月5日付け「請求の趣旨の変更申立書」を提出して、学園の以下の(4)の行為が労組法第7条第4号の不当労働行為であるとして、追加の救済申立てをした（以下、救済申立てと追加の救済申立てを併せて「本件申立て」という。）事案である。

- (1) 学園が、組合の組合員であるX₁教員に対して、27年4月1日付けでけん責処分及び謹慎処分（以下、これらの処分を併せて「本件処分」という。）を行ったこと
- (2) 学園が、27年4月1日にX₁教員をC₂高校C₁部の監督から外したこと（以下「本件監督外し」ともいう。）
- (3) B₂教頭が、26年10月21日、X₁教員に対して、組合に入れば本部からC₁部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言（以下「B₂教頭の発言」ともいう。）をし、B₃校長が、27年3月21日、X₁教員に対して、組合に入って強化指定部を持てないという趣旨の発言（以下「B₃校長の発言」ともいう。）をしたこと
- (4) 学園が、X₁教員を28年度のC₂高校C₁部の顧問から外したこと

(以下「本件顧問外し」ともいう。)

2 初審において請求した救済内容の要旨

- (1) 本件処分の撤回
- (2) X₁教員をC₂高校C₁部の顧問に就任させ、監督とすること
- (3) 組合らに対する謝罪文の手交及び掲示

3 初審命令の要旨

新潟県労委は、29年10月19日、学園の上記1(1)ないし(3)の行為を不当労働行為であると判断して、学園に対し、要旨以下のとおり命ずる決定をし、同年11月2日、当事者双方に対し、命令書（以下「初審命令」という。）を交付した。

- (1) 本件処分の撤回
- (2) X₁教員をC₂高校C₁部の監督とすること
- (3) 組合らに対する文書手交
- (4) その余の申立ての棄却

4 再審査申立ての要旨

学園は、29年11月15日、初審命令の認容部分を不服として、また、組合らは、同月17日、初審命令の棄却部分及び認容部分に関する救済内容を不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

5 本件の争点

- (1) 本件処分は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか。（争点1）
- (2) 本件監督外しは労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか。（争点2）
- (3) B₂教頭の発言及びB₃校長の発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。（争点3）
- (4) 本件顧問外しは労組法第7条第4号の不当労働行為に当たるか。（争

点4)

第2 当事者の主張の要旨

1 争点1-1 (本件処分は労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。)について

(1) 組合らの主張

以下のとおり、本件処分はX₁教員が組合の組合員であることを理由としてされたものであり、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

ア 処分事由がないこと

以下のとおり、本件処分の処分事由とされた事実はいずれも存在しない。

(ア) 後記(2)ア(ア)の処分事由①のうち、26年1月19日、C₁部の遠征のためD₁高校に出掛けた際、練習試合のセットの間に、X₁教員がC₁部のC₃部員を同校のステージ(体育館のステージ)に立たせた上で「新潟県男好き代表」と呼んだことはない。D₁高校との練習試合でX₁教員がC₃部員に相手チームの部員のけがの原因となるプレーをしたことを注意したのは、26年2月11日の遠征のときである。同日の遠征にはC₄教員が運転手として同行しているが、C₄教員が同行したこの日にも、X₁教員がC₃部員をステージに立たせたり、「新潟県男好き代表」と呼んだりしたことはなかった。

D₁高校での出来事に関する学園の主張は、再審査において合理的な理由もなく変遷しており、変遷後の主張の裏付けもない。

(イ) 後記(2)ア(イ)の処分事由②について、26年9月22日以後の秋頃にX₁教員が部員らを「気持ち悪い」などと呼んだことはない

し、個々の部員の容姿などに関し「気持ち悪い」と言ったこともない。なお、X₁教員が練習の雰囲気について「気持ち悪い」と言ったことはあるが、それが懲戒に値する発言とは思われない。

(ウ) 後記(2)ア(ウ)の処分事由③について、X₁教員によるC₃部員への指導（食事に連れて行ったこと、深夜にわたって施錠した車中で指導したこと等）について、隠蔽工作と受け取られる行為（C₃部員の母親に、自己を弁護する内容の手紙をB₃校長宛てに書いてもらうため、C₅保護者会長とともにC₃部員の母親をD₂珈琲店に呼び出し、手紙の案となるメールを送り、意に反してB₃校長宛ての手紙を書かせる）を行ったことはない。C₃部員の母親をD₂珈琲店に呼び出したのはC₅保護者会長であり、D₂珈琲店でX₁教員が手紙を書いてほしいと依頼したことはない。C₅保護者会長の依頼に対しC₃部員の母親が手紙を書くことを拒否したことはないし、C₅保護者会長らが強要したこともない。

イ 本件処分に至るまでの調査が不十分であること

学園は、C₃部員の母親の話をきっかけに事態を把握し、部員から裏付けのための聴き取り調査を行い、本件処分の処分事由の事実があることを認めたと主張するが、X₁教員の厳しい指導に反発を感じていた一部の部員のみ聴き取り調査を行っており、同調査は極めて偏りなものであった。

また、学園による本件処分後の再調査は、X₁教員に不利な供述をすることが想定される5名の部員のみを対象としたものであり、到底公平な調査とはいえない。

さらに、後記(2)ア(ア)の処分事由①に関しては、その場にいた教員に事実確認をしておらず、後記(2)ア(ウ)の処分事由③に関しては、C₅保護者会長から事情を聴くこともしていない。学園は強いてX₁教員

を処分したいとの思いから極めて不十分な調査しかしていない。

また、X₁教員は懲罰委員会にかけられたが、懲罰委員会に組合の立会いが認められず、X₁教員による録音も認められなかった。組合の立会い及び録音は、言った言わないになることを防ぐ有効な手法であり、不当な圧迫的聴き取りを防止するという意味合いもあり、弊害も考えにくい。それにもかかわらず組合の立会い及び録音を認めなかったことは不適正というほかない。

ウ 本件処分が均衡を失し、相当性を欠くこと

学園は、X₁教員が組合の組合員であると分かる前の行動については懲戒にしなかった。また、他の教員が生徒を殴った案件も懲戒処分となっていないにもかかわらず、X₁教員が本件処分を受けたのは明らかにアンバランスである。

本件処分では、学園の就業規定第65条の懲戒免職に該当するようなケースであると認定されている。また、就業規定上、1年以内にけん責が連続すると懲戒免職とされることになっている。これらは極めて不相当な処分である。

エ 本件処分の目的及び学園の不当労働行為意思

本件処分は、学園が、部活動での活躍が期待され、注目を浴びる強化指定部のC₁部の監督が組合の組合員であることを容認できず、組合の組合員であるX₁教員を同部の監督から外すことを主な目的として、にわかに仕立て上げられたものであり、本件処分の処分事由とされた事実もそのために作り上げられたものである。

学園が不当労働行為意思を有していることは、これまで続いてきた学園による不当労働行為や組合を嫌悪・敵視する言動などからも明らかである。

オ まとめ

したがって、本件処分には合理的な理由がなく、本件処分は、X₁教員が組合の組合員であることを理由としてなされた不利益取扱いである。

(2) 学園の主張

以下のとおり、本件処分には合理的な理由があり、社会通念上の相当性もあるから、処分として適法である。本件処分は、X₁教員が組合の組合員であることを理由とするものではなく、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たらない。

ア 処分事由の存在

(ア) X₁教員は、26年1月19日、C₁部の遠征のためD₁高校に出掛けた際、練習試合のセットの間に、C₃部員を同校のステージに立たせた上で「新潟県男好き代表」と呼び、また、他の機会においてもC₃部員に対して「男好き」と呼ぶなどし、相手の意に反して性的に不快の念や不安な状態に陥れる言動を行った（以下「処分事由①」という。）。この行為は、人格及び基本的人権尊重の学園の教育理念に反するものである。

他の機会にC₃部員に対して「男好き」と言ったことをX₁教員が自ら述べたこと、D₁高校への遠征における出来事についての懲罰委員会におけるX₁教員の供述態度が端的な回答をせずにごまかすものであったこと、及びC₃部員はX₁教員から処分事由①の言動をされたことを切実に訴えており、他の部員もその様子を目撃したと明確に述べていたことから、処分事由①は事実である。

(イ) X₁教員は、26年9月22日以後の秋頃、部員らを「気持ち悪い」などと呼んだ（以下「処分事由②」という。）。この発言は、部員らの人格を侮蔑することが明らかな言動であって、X₁教員が弁明書において誓約した内容にも反するものである。

X₁教員は、懲罰委員会において、「気持ち悪い」という言葉だけでなく、「きもい」という表現は使用していないことをしきりに繰り返す等、端的な回答を避ける態度を示し、ごまかそうとする姿勢であった。他方、部員は、X₁教員の「気持ち悪い」という発言について「気持ち悪いから近寄るな」、「きもいからあっち行け」、「気持ち悪い、ついて来るな」、「部員に対して、『気持ち悪い』と言っていた」と明確に述べている。これらによれば、「気持ち悪い」等の言葉は、個人に対して発せられていたものといわざるを得ない。

部員は「言われた場面は、練習試合や県外遠征のとき、身近な人がいないときに言われたことが多かったです」とも述べているほか、X₁教員はD₁高校に行くと、言葉遣いが悪くなるとC₃部員及びC₅保護者会長が述べており、X₁教員が部員らの人格を侮蔑する発言をしたという処分事由②の事実が裏付けられている。

- (ウ) X₁教員がC₃部員を食事に連れて行ったこと及び深夜にわたって施錠した車中で指導したこと等の事実について、C₃部員の母親が本校に抗議したことから、これを端緒に本校において事実調査の上、X₁教員に指導した。そうしたところ、X₁教員は、26年10月23日又は同月24日、C₅保護者会長とともに、C₃部員の母親に対し、D₂珈琲店において、自己を弁護する内容の手紙をB₃校長宛てに書いてもらうため、その手紙の案となるメールを送り、あたかも上記行為についての隠蔽工作と受け取られる行為を行い、その結果、C₃部員の母親からは同年11月14日付けで、メールと同一内容の手紙が本校に郵送されてきた（以下「処分事由③」という。）。処分事由③の行為は、C₃部員の母親に対し、X₁教員が「一生懸命裏工作をしている」との印象を抱かせるものでもあり、

教員としての体面を汚し保護者の本校に対する信頼をも損なうものでもある。

C₃部員の母親及びX₁教員からの聴き取りから、X₁教員は、同年11月のD₃大会予選前に監督を外されることがないようにという考えから、C₃部員の母親に対し、B₃校長宛てにX₁教員を弁護する内容の手紙を書くことを希望していたこと、そのためにC₅保護者会長及びA₁教員とともに、C₃部員の母親に会いに行き、手紙を書くよう頼んだこと、その後、C₃部員の母親に対して、手紙を出したか否か確認したり、早く出すよう催促をしたこと、C₃部員の母親から書くことが分からないため文案を求められ、C₃部員の母親が丸写しをするという認識を持ちながら文案を送ったこと、C₃部員の母親は、文案のとおり手紙を作成してB₃校長宛てに送り、X₁教員からは、写しを求められた上、B₃校長には言わないよう口止めをされたこと、及びこれら一連のX₁教員の動きによって、X₁教員が裏工作をしているという印象を受けたことが認められる。よって、処分事由③は事実である。

イ 本件処分に至るまでの調査

処分事由①ないし処分事由③が発覚したのは27年2月23日以降である。

学園は、同年3月10日、C₃部員の母親から、C₃部員がX₁教員から処分事由①及び処分事由②のことを言われていることを聞いた。これをきっかけに、学園は、同月12日、C₃部員から詳細を聴き取り、他の部員にも裏付けのための聴き取り調査を行い、処分事由①及び処分事由②に該当する事実があることを認めた。

同年3月時点で処分事由①及び処分事由②の事実関係について知っているのは、C₃部員と同期の14名のみであって、学園はそのうち

6名から事実関係を確認しているのであるから、調査対象の部員数をもって調査が不十分とはいえない。また、C₄教員はそもそも、26年1月19日のD₁高校への遠征に同行していないのであるから、学園がC₄教員の聴き取りをしなかったことには合理的な理由があり、調査に不十分なところはない。

27年4月30日の団体交渉において、組合が再調査を要請したので、学園と組合は、相互に再調査をすることになったが、部員にとって精神的負担となること及び一旦落ち着いている事態を蒸し返すこととなり、X₁教員にとっても不利益となると判断したことから、再調査の対象を5名の部員にとどめた。再調査でも処分事由①及び処分事由②については事実であることが確認されている。

また、処分事由③については、C₃部員の母親からの聴き取りで事実を認めた。

懲罰委員会については、聴取対象者の弁明を聴くに当たり、他者の立会い及び聴取対象者からの録音は、懲罰委員会規程上規定されていない。懲罰委員会は、処分する側である学園が聴取対象者の弁明を聴くために行われるものであるから、他者の立会いは想定されておらず、聴取対象者が組合員、非組合員にかかわらず、その手続に他者を立ち会わせた例はない。懲罰委員会において、X₁教員も、他者の立会い及び聴取対象者からの録音が一般的ないし合理的な要望でないことを認めている。

ウ 本件処分の相当性

処分事由①及び処分事由②の行為は、基本的人権を尊重するという、学園の就業規定前文の精神及び「建学の精神にのっとり生徒教育すること」（同第3条）、「本学園の教育理念」を守ること（同第9条第10号）、「不正不義の行為をして学園の職員としての体面を汚

さないこと」(同第17号)に反しており、就業規定第65条第12号に該当し、処分事由③の行為は、同条第4号、第5号、第6号、第12号に該当する。X₁教員は、これまで口頭による注意は繰り返し受けてきたものの、懲戒処分としては今回が初めてであることから、X₁教員の上記各行為と処分との均衡に配慮して、今回は、就業規定第65条ただし書の後段を適用することとし、学園が設ける懲戒処分の内容のうち2番目に軽い就業規定第64条第2号のけん責処分にとどめたものである。そして、X₁教員のそれまでの問題行動の多さを踏まえて、言動に留意して生活することを促すという考えにより、1年間の謹慎を附加したものである。

エ まとめ

以上のとおり、本件処分には合理的な理由があり、相当性もある。本件処分は、X₁教員が組合の組合員であることを理由としたものではない。

2 争点1-2 (本件処分は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。)について

(1) 組合らの主張

本件処分は、組合の組合員であるが故にそのような懲戒処分がされるということになると、組合員及び組合員になろうとする者が恐怖心を覚え、組合の結成・運営に多大な悪影響を与えるものである。したがって、本件処分は、労働組合の運営に対する支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

(2) 学園の主張

前記1(2)のとおり、本件処分には合理的な理由があり、相当性もあるから、本件処分は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たらない。

組合らは、学園の行為が労働組合の運営に対する支配介入となるこ

と、すなわち、客観的に組合を弱体化させたことについて、何ら具体的な事実を主張、立証していない。学園は組合を弱体化させてはおらず、本件処分は労働組合の運営に対する支配介入に該当しない。

3 争点2-1（本件監督外しは労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合らの主張

以下のとおり、本件監督外しは組合の組合員であることを理由とした不利益取扱いであり、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

ア 学園は、部活動の監督は顧問同士で話し合っていて決めており、学園に監督を決める権限がないと主張するが、X₁教員においてもこれまで顧問同士の話し合いによって監督を決めたことはなく、基本的にはそれぞれの部活動の第1顧問が監督になることになっている。学園は第1顧問を決めることで監督を決めている。

また、B₃校長は、27年4月1日15時25分、校長室でX₁教員に対し、練習を決めたり、試合で指示をするのは全てC₃教員で、と指示をしている。学園ではB₃校長が顧問の役割を決めている。

イ X₁教員は、C₁部の指導者としてふさわしい経験を有している。X₁教員の指導の下、C₁部は輝かしい成果をあげてきている。

また、部員や保護者は、X₁教員による指導を期待していた。X₁教員が監督から外されC₁部から距離を置かされたことから、3名の2年生部員が退部し、多くの3年生部員が部活動を続けることをやめた。

これらのことから、X₁教員を監督から外す合理性はない。

ウ X₁教員は、26年4月1日に監督を外されたが、同年9月13日に監督に復帰した。この間、何度も保護者会等で話をしたことで、同年3月に学園に抗議（以下「3月クレーム」ともいう。）をしたC₃

部員の母親らの誤解等は解けていた。同年9月には3月クレームの件については全て解決していたし、X₁教員は確定的に監督に復帰していたのである。

エ 26年11月にX₁教員がC₁部をD₃大会予選準優勝に導き、生徒から慕われていたこと、X₁教員が監督から外れたことにより退部し、あるいは部活動への参加をやめた生徒が続出したことを考えると、本件監督外しは明らかに不合理な処分であった。

学園が組合を嫌悪・敵視する言動を繰り返していることからすれば、本件監督外しも、組合嫌悪の意思の下に行われたものであり、組合の組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たる。

(2) 学園の主張

ア 部活動の顧問の中の誰を監督にするかについては、学園に権限はない。顧問同士で相談をして決めているからである。

イ 顧問の中から選ばれる監督も本校の教員である以上、問題を起こした場合、特に保護者や部員との関係に関連するものであるときは、当該部の指導を差し控えるよう指示することがあるのは当然である。

学校における部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、部活動を指導する監督が、部員や保護者と問題を起こした場合には、学園は、教育上の観点から当該監督を外すことができるものである。すなわち、校長は、教員について、部活動の監督の指定等に教育上問題があるとされるときなどには、学校教育法第37条第4項、第62条の規定する職員を監督する権限に基づき、教育上の観点から監督を外すことができる権限がある。

本件処分の処分事由は、いずれも部員及びその保護者に対する言動が問題となったものである。学園はこのようなX₁教員がC₁部において監督をすることは適切でないと判断して、教育的な配慮から本件監

督外しを行ったものであり、組合の組合員であることを理由とするものではない。

ウ X₁教員は、3月クレームが原因で26年4月1日以降監督から外されたが、同年9月13日に試合に出場する必要があったことから、監督に一時的に復帰することになった。しかし、この復帰は監督から外れることになった事情が解決したことによるものではないため、学園は、同月22日、3月クレームについてX₁教員から事情聴取を行い、弁明書を作成、提出してもらった上で、その後の改善状況を見守ることにしたものである。したがって、新年度である27年4月1日以降もそのまま監督になれる保障はなかったのである。

エ 学園は、27年2月23日以降に本件処分の処分事由が発覚したこと、X₁教員を監督とすることに保護者からの苦情が出ていたことから、同年3月7日、B₂教頭とB₃校長との話し合いにおいて、X₁教員を監督から外して第3顧問とすることを決め、同月9日、その旨を表記した「平成27年度部活動顧問一覧（案）」を教務室の連絡板に張り出し、全教員に対して部活動の顧問を知らせた。なお、B₃校長は、同月21日、X₁教員に対し、懲罰委員会を開くことを告げた際、同年4月以降監督から外す旨を通知しており、本件監督外しは、本件処分を前提としてされたものではない。

オ X₁教員の部活指導に問題があることは27年4月14日に部員からX₁教員に対する指導拒否の表明があったことから明らかであり、B₃校長もその翌日の同月15日には、X₁教員を顧問からも外さざるを得なかったのである。このことから、本件監督外しは組合の組合員であることを理由にしてされたものではない。

4 争点2-2（本件監督外しは労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合らの主張

本件監督外しは、前記3(1)のとおり、不合理な処分であり、本件処分と同様に、労働組合の運営に対する支配介入に当たる。

(2) 学園の主張

本件監督外しは、前記3(2)のとおり、教育的な配慮から行ったものであり、労働組合の運営に対する支配介入に当たらない。

5 争点3-1（（B₂教頭の発言の有無。）B₂教頭の発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合らの主張

B₂教頭は、26年10月21日、X₁教員に対し、「なぜ学園の反協力組織に入ったのか?」、「組合に入れば、本部からC₁部が強化指定部から外される。顧問からも外される」などと発言した。B₂教頭の発言は、労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

学園は、B₂教頭はX₁教員との個人的な関係に基づいて、アドバイスとして個人的見解を伝えたと主張するが、教務室内の教頭の机のところで当該発言をしているのであり、教頭としての立場で発言している。個人的な立場からの発言ではない。

(2) 学園の主張

B₂教頭が「なぜ学園の反協力組織に入ったのか?」、「組合に入れば、本部からC₁部が強化指定部から外される。顧問からも外される」と発言したことを否認する。

B₂教頭はX₁教員に対して、X₁教員との従来の個人的な関係に基づいて、一同僚として今までと同じように、アドバイスとして個人的見解を伝える発言をしたものである。

6 争点3-2（（B₃校長の発言の有無。）B₃校長の発言は労組法第7

条第3号の不当労働行為に当たるか。)について

(1) 組合らの主張

B₃校長は、27年3月21日、X₁教員を校長室に呼び出し、同月26日に懲罰委員会を開くことを告げた際、X₁教員に対して「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」などと発言した。B₃校長の発言は、労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

(2) 学園の主張

B₃校長が「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」と発言したことを否認する。

B₃校長はX₁教員に対して、反省と改善を促し、X₁教員が強化指定部を持つにふさわしくないという趣旨の発言をし、強化指定部の監督の適性として、まずは、自身の反省すべき点に向き合う姿勢の重要性を伝えようとしたものであり、その根拠として、再三の指導にもかかわらず、責任転嫁をするなど反省する姿勢がないというX₁教員の性格や態度を指摘したのであり、組合に関する話題ではなかった。組合を否定する趣旨など一切ない。

7 争点4 (本件顧問外しは、労組法第7条第4号の不当労働行為に当たるか。)について

(1) 組合らの主張

ア 28年3月8日、学園は「平成28年度部活動顧問一覧」を公表し、X₁教員は、C₁部の顧問を外され、全く専門外のC₇部の第3顧問にされていた。

組合らは、27年10月16日に救済申立てを行い、本件監督外しが組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いであり、不当労働行為に該当すると主張、立証してきた。このような状況の中で行わ

れた本件顧問外しは、X₁教員が同救済申立てをしたことに対する不利益取扱いであり、労組法第7条第4号の不当労働行為に当たる。

イ 学園は、X₁教員がC₁部の顧問から外れたのは27年4月15日であると主張するが、X₁教員は、顧問から外れることについて正式に言われたことはなく、「今後は、C₁部の練習に行かないように」とも言われていない。また、B₃校長は、28年4月11日の団体交渉において、組合の質問に対し、27年度にX₁教員を顧問から外したことはない旨を述べた。

したがって、X₁教員は、27年4月には顧問を外れておらず、同年10月16日に救済申立てを行ったことに対する報復として、28年4月に顧問を外されたものである。

ウ X₁教員には水泳の経験はなかった。また、C₇部員は8名程度、C₁部員は20名程度である一方、C₁部の顧問は2名、C₇部の顧問は3名で、C₇部の顧問は過剰であった。さらにC₇部の第2顧問であった教員は、このときC₇部の顧問を外されている。X₁教員はC₁部の顧問を希望していたのに、わざわざC₇部の顧問にする必然性はなかった。

X₁教員が部活動に来なくなったことで、C₁部は弱体化している。また、部員が転学、引退するなどして、同部から離れている。

これらのことから本件顧問外しに合理性はない。

(2) 学園の主張

X₁教員がC₁部の顧問を外れたのは、27年4月15日である。このことは、同年5月頃に発行された「平成27年度学校要覧」の同部の顧問欄に、X₁教員の名前がないことから明らかである。

X₁教員は同年4月1日に、同部の顧問のまま、監督から外れたが、X₁教員を顧問からも外してほしい旨のメールが部員の保護者からB₃校

長に送られてきたこと、X₁教員が顧問に残っていることについて部員からも抗議があったこと、加えて、同月14日に部員からX₁教員に対する指導拒否の表明があったことから、B₃校長は、同月15日、X₁教員に対し、「部員が『駐車場にX₁先生の車が止めてあるのを見るのすら嫌だ』と言っているので、今後は、C₁部の練習に行かないように」と伝えて、X₁教員を顧問から外している。

したがって、本件顧問外しは、労組法第7条第4号の不当労働行為に当たらない。

8 救済方法についての組合らの主張

(1) 監督への復帰について

X₁教員にとってC₁部での指導は教員としての生きがいであり、学園は、そのことを知っていたからこそ、本件監督外し及び本件顧問外しを行ったのである。X₁教員とC₁部との関わりが失われたままでは、学園の他の教員に、組合に加入すると自身の一番大事なものを失うことになるかもしれないという思いを抱かせることとなり、健全な労使関係の形成のために望ましくない。したがって、X₁教員の監督への復帰を命ずるべきである。

(2) 文書掲示について

初審命令では、C₂高校が教育の場であることを考慮し、組合らが請求した謝罪文の文書掲示を認めなかったが、本件においては、教務室における謝罪文の掲示が必須である。

他の教員に対する本件監督外し及び本件顧問外しの威迫効果は絶大であり、教務室での文書掲示によりこの威迫効果を除去しない限り、健全な労使関係の形成は困難である。また、学園は、長年、不当労働行為を重ね、X₁教員の解雇にまで至っており、強固な不当労働行為意思がある中で、根本的な解決のためには教務室での文書掲示は必須である。さ

らに、X₁教員の解雇は生徒も知しつしているところであり、生徒が入りする教務室での文書掲示は、生徒との関係でも良い影響をもたらすものである。組合は、21年6月に学園が撤去するまで教務室の黒板を組合掲示板として使っていたこともあった。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) X₁教員とC₁部

ア X₁教員は、21年4月にC₂高校の非常勤講師として学園に採用され、22年4月に同校の教諭となった。X₁教員は、26年1月7日に組合に加入し、23年12月16日の当委員会での和解（下記2(2)参照）後に組合が学園に通知した唯一の組合員である。

イ X₁教員は、当時C₂高校C₁部の監督をしていたC₉教員の紹介により同校に採用され、同部の顧問となり、同教員の退職に伴い、23年4月に同部の監督に就任した。

ウ C₂高校C₁部の部員数は、27年3月時点では23名（C₃部員を含む2年生が14名、1年生が9名）であった。

(2) 組合

組合は、昭和38年に結成され、学園が経営するC₂高校の管理職を除く常勤の教員及び職員から構成される労働組合であり、27年10月16日時点の組合員は12名である。

(3) 学園

学園は、大正10年4月23日に設立された学校法人である。学園は、3年2月19日に学校法人D₄と提携し、6年4月に法人の名称を現在の名称に改め、C₂高校を経営している。また、学園において、校長及び教頭は管理職である。

2 これまでの不当労働行為申立事件等

(1) 初審

19年3月20日、組合、組合の上部団体及び組合員9名は、新潟県労委に対して、学園を被申立人とする不当労働行為救済申立てをした。また、同年7月12日、組合の組合員7名は、新潟県労委に対して、学園を被申立人とする不当労働行為救済申立てをした。新潟県労委は、これらの事件を併合して審査し、21年11月10日、学園に対し、①組合員の一時金減額支給に係る差額相当分のバックペイ、②団体交渉申入れに誠実に対応すること、③教務室内における組合掲示板の設置、④学内における「C₂高校父母の会」のチラシ配布の妨害禁止及びその配布を理由とする組合員の懲戒処分の撤回を命じ、その余の申立てを棄却する旨の一部救済命令を発出した。

(2) 再審査と和解

新潟県労委の上記(1)の一部救済命令について、組合、組合の上部団体及び組合員15名並びに学園は、当委員会に対して再審査申立てをしたが、23年12月16日、当委員会において和解が成立した。

これを機に、22年12月13日に組合から学園を被申立人として新潟県労委に申し立てられていた不当労働行為救済申立て並びに23年3月25日に組合及び組合の組合員1名から学園を被申立人として新潟県労委に申し立てられていた不当労働行為救済申立ては取り下げられた。

(3) その後の労使関係

ア チラシ配布について

学園は、上記(2)の和解において、組合が入学式の行事終了後に「C₂高校父母の会」のチラシ配布を行うことに合意したが、B₄事務長が、24年4月3日及び入学式当日の同月5日朝、組合の組合員に対し、同チラシ配布のために同日に時間単位の年次有給休暇を取得する

ことは認められない旨を述べるなどしたため、 A_1 教員及び A_2 教員は、同日の同チラシ配布を行わず、組合員以外の者（父母の会会員の保護者）がこれを行った。組合は、同月 4 日付け文書及び同年 5 月 11 日付け文書により、学園の対応に抗議するとともに、団体交渉において学園と協議し、25 年以降、上記合意のとおり同チラシ配布を行うようになった。

イ 組合による会議室の利用について

学園は、上記(2)の和解において、校内施設の利用について合意したことから、24 年以降、組合に対して、平日の放課後の会議室の使用を認めるようになった。組合は、学園に対し、組合が提出する会議室の使用願についても他の用務で使用する場合と同様に受理するよう求め、25 年 9 月 17 日の団体交渉においてこれを解決した。組合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに長期休業期間中についても会議室の使用を認めるよう要求したが、学園は、施設管理の面から支障があるとして、これを認めなかった。

ウ 組合宛ての郵便物の取扱いについて

組合は、24 年 5 月 11 日付け文書により、学園が組合宛ての郵便物を受け取っても、組合に届けず、届いていることの連絡もないことに抗議し、組合宛ての郵便物を受け取った際は組合に連絡するよう申し入れ、また、25 年 6 月 13 日付け文書及び同年 7 月 3 日付け文書により、学園が留め置いている組合宛ての郵便物の引渡しを求めた。学園は、同年 9 月 17 日、同日の団体交渉の前に、これまでに受け取った組合宛ての郵便物を組合に引き渡し、以後、組合宛ての郵便物を組合に届けるようになった。

3 処分事由①に関する事実経過

(1)ア 26 年 1 月 19 日、 C_2 高校 C_1 部は D_1 高校に遠征し、練習試合を

行った。

学園においては、部活動で県外に出るような場合には、どの教員が同行するののかについて校長に届け出るようになってきているところ、X₁教員は、同月16日、同月19日のD₁高校への遠征のため、X₁教員及びA₁教員が生徒16名（C₃部員を含む1年生14名及び2年生2名）を引率する旨、また、A₁教員がマイクロバスを運転する旨をB₃校長に届け出た。

イ C₁₀部員の父親は、26年1月19日のD₁高校での練習及び練習試合を見学したが、X₁教員がC₃部員を同校のステージに立たせ、「新潟県男好き代表」と呼ぶという状況を目撃しなかった。

ウ C₄教員は、X₁教員とともに26年2月11日のD₁高校への遠征に同行したが、同年1月19日のD₁高校への遠征には同行しなかった。

(2) 25年度（C₃部員が1年生当時）、X₁教員はC₃部員のクラスの担任であった。X₁教員は、そのとき、C₃部員がパンの購入で男子生徒からお金を借りていて授業に遅れたということを知ったことから、放課後に、「それっておまえいいの、そんな男好きだと俺思わなかったんだけど」、「男好きなのかよ」などとC₃部員に言った。

4 保護者の抗議からC₃部員の母親による手紙の送付までの経過

(1)ア 26年3月23日及び同月24日、X₁教員の部員への指導をめぐって、C₁₁部員の父親とC₃部員の母親から、X₁教員がC₃部員を2人で食事に連れて行ったり、深夜にわたって施錠した車中で指導したりしたなどとして、学園に対し抗議があった（3月クレーム）。

イ 26年3月28日、3月クレームについて、B₃校長がX₁教員に対して事実確認を行った。B₃校長は、当該指導について、車中ではなく、寮の玄関などで話せばいいのではないかと、言ったところ、X₁

教員は「分かりました」と述べた。

ウ 学園は、3月クレームがあったことから、26年4月1日、X₁教員をC₁部の第3顧問とし、同部の監督から外した。

学園は、同年9月13日に試合に出場するために監督が必要であったことから、X₁教員を監督に復帰させた。

エ B₃校長が、26年7月中旬頃にC₃部員から聴き取りを行った際、C₃部員は、X₁教員から車内で指導を受けていた当時、X₁教員に携帯電話を取り上げられていた旨や退学届を書かされた旨を述べた。

オ 学園は、26年9月22日、3月クレームについてX₁教員から事情聴取を行うこととし、D₅弁護士が来校した。X₁教員は、呼出しを受け、B₄事務長とD₅弁護士の同席の下、事情聴取を受け、X₁教員による部員への指導に関するD₅弁護士作成の弁明書に署名・捺印をした。

同弁明書には、X₁教員が、①26年1月頃から同年3月末頃までの間、少なくとも3、4回、部活動終了後の午後8時半頃から午後10時頃まで、遅いときは午前0時を超えて、C₃部員を車両に乗せ、施錠した状態で指導したこと、②C₃部員と2人で、5、6回、食事に行ったことがあったこと、③同年2月20日頃から同年3月10日又は同月11日まで、C₃部員の携帯電話を預かったことや、同月上旬頃、C₃部員に対して、「一身上の都合」と記載させて、日付のない退学届を作成させたことがあったことが記載されていた。

なお、同弁明書の末尾には、X₁教員の自筆で、「上記の件はC₃部員の母親と常に連絡を取り合い『お願いします』『全て先生に任せます』と言われたうえで、生徒をなんとか良くしよう、学んでもらおうと思い、指導したことですが、客観的に、他の人から見て、不安を与える行動であったと理解しました。今後、十分に気をつけ、

同じようなことがないように行動に責任を持って子ども達を良い方向、目標に導いていくように努力します。C₃部員の母親やC₁₁部員の父親からはこの10日間でメールや電話をもらい、『応援します』、『協力します』等と言ってもらいましたが、これが全てというわけではないとも思うので、今後生徒との関わりには気をつけ、教員として頑張っていきたいと思います。」と記載されていた。

また、X₁教員は、事情聴取の途中でB₃校長に電話をかけ、この件に関する懲戒処分の有無を尋ねると、B₃校長から「それはない」と言われた。実際にこの件を理由としてX₁教員に対する懲戒処分はされなかった。

カ 26年9月29日、組合は、学園に対し、同日付け「申し入れ書」を提出し、①上記オの弁明書を理由にX₁教員を処分しないこと及び部活動を含む教育活動に不利益な処遇をしないこと、②同弁明書には、誤解を招く記述が多く含まれていることから、これを保護者に見せないことを求めた。組合は、この「申し入れ書」で初めてX₁教員が組合の組合員であることを学園に通知した。

キ 26年10月16日、上記カの「申し入れ書」に対する学園の回答が組合に届き、そこには、①B₃校長はX₁教員に対して弁明書の作成のみによって処分の有無が左右されるものではないという趣旨のことは述べたが、処分をしないことは約束していない旨、②X₁教員の処分は懲罰委員会で審査し決定する旨が記載されていた。

(2)ア 26年10月20日、B₂教頭は、2名の教員が教務室のB₂教頭の席のすぐそばで、「何かX₁さんが組合へ入ったみたいだよ」、「ああ、いよいよやばいから、組合に助けてもらおうとしているんだね」のような会話をしているのを聞いた。

イ 26年10月21日、授業の1時間目又は2時間目の時間帯に、B₂

教頭は、教務室の教頭席において、X₁教員に対して、組合に入れば本部からC₁部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言をした（B₂教頭の発言）。

なお、C₂高校には学費の全部又は一部の免除が受けられる特待生の制度があり、C₁部は、当時、この制度が適用される強化指定部の1つであった。

(3)ア X₁教員は、上記(1)キの学園の回答を知って、C₁部の監督を外されるのではないかとの不安を抱き、C₅保護者会長に相談をした。

C₅保護者会長はC₃部員の母親に連絡を取り、26年10月23日又は24日、X₁教員、C₅保護者会長及びA₁教員の3名で、D₂珈琲店においてC₃部員の母親に会った。そこで、C₅保護者会長は、C₃部員の母親がB₃校長に手紙を送ることを提案した。A₁教員は、C₃部員の母親にメモを渡した。

イ D₂珈琲店での面談の後日、C₃部員の母親は、X₁教員にB₃校長宛ての手紙の文案となるメールを下さいと言った。C₃部員の母親は、「丸写しみたいになってしまうんですけど、いいんでしょうか」という趣旨の発言をした。

ウ 26年11月上旬、X₁教員は、C₃部員の母親にB₃校長宛ての手紙の文案となるメールを送った。

エ 26年11月14日、C₃部員の母親は、B₃校長宛ての手紙を学園に送付した。手紙の内容は、次のとおりであった。

「日頃よりご指導ありがとうございます。

この度は感謝の気持ちと謝罪をさせていただきたく書面を送らせていただきました。

先日行われたD₃大会予選では、学校から応援バスを出していただくなど様々な面で全面的なご協力をいただき誠に感謝しております

す。また、X₁先生を監督に戻していただきありがとうございました。校長先生のご配慮のおかげで準優勝することができ、親子共々喜んでおります。

今、X₁先生の指導は何の問題もなく、娘の一時的^(ママ)は反抗から春からの混乱を招いてしまったと思っています。私は娘のそばについていられない事からX₁先生に「全てお任せします。」と電話やメールをしてきました。だからこそX₁先生は娘に対して人一倍親身になって指導してくれたと思います。寮前の車中での指導は寮が男子禁制であること、また娘がしたことが寮内の部員に知られてしまうことをX₁先生が配慮してくれたものでした。指導する前もX₁先生は電話で指導内容を説明してくれました。このようにX₁先生は、何を指導する時も丁寧に意図を説明してくれていました。また、家庭環境により寮費の振り込みのために遅くなり、寮の食事が食べるできない日はX₁先生に食事をお願いし対応してくれたことに感謝し安心して寮に預けることができました。

このようにX₁先生は親身になって指導してくださったにも関わらず、全国を目指す部活の顧問としてとしての必要な厳しい指導^(ママ)に対し、まだまだ子供の娘が一時的な反抗をしてしまいました。そして私も少なからずそれを抑えきれず事を大きくしてしまったことを反省しております。娘も深く反省し親子共々「X₁先生しかいない」と強く思っていますし、X₁先生が戻ったことを今では心底喜び「X₁先生に恩返しする」と努力しています。

母である私自身もX₁先生に依存しすぎていたことにも反省しています。私の親としての要望を応えようとしてくれたために、X₁先生には無理をさせてしまいました。

X₁先生は、半年以上もこの件で身を引き裂かれるような日々を我

慢して送ったと思います。それを娘も私も悔やんでおり、娘は「X₁先生を今度こそD₃大会に連れて行く」と強く決意しています。校長先生には、ご心配と貴重なお時間をとらせてしまい、大変申し訳なく思っております。本当にすみませんでした。最後になりますが、C₁部のためにより一層のご配慮とご指導をよろしくお願いいたします。

平成26年11月14日

(差出人氏名)」

- (4) 26年9月22日以後、X₁教員は、C₁部の部活動中に部員らに聞こえる声で「気持ち悪い」と発言したことがあった。

5 本件処分の処分事由についての調査等の経過

- (1)ア 27年2月頃、B₃校長が、C₃部員にC₃部員の母親から手紙が届いた旨を話したところ、同月23日、C₃部員の母親から、B₃校長に連絡があり、B₃校長宛ての手紙を出すに至った経過について話があった。その話の内容は、要旨次のとおりであった。

D₂珈琲店において、X₁教員ら3名から手紙を書くよう頼まれた。その後、X₁教員から何度も頼まれたため、X₁教員に手紙の文案を送ってほしいと伝えたところ、文案がメールで送られてきた。その内容を丸写ししてB₃校長に送った。

- イ 27年2月26日、B₃校長及びB₅教頭は、C₃部員の母親からのB₃校長宛ての手紙の件について、X₁教員から聴き取りをした。その際、X₁教員は、C₃部員の母親にB₃校長宛ての手紙の文案をメールで送ったことを認めたが、その一方で、C₃部員の母親に対して事実ではないことを書く必要はないと伝えた旨を述べた。

- ウ 27年2月26日午後9時半、B₃校長は、X₁教員からの聴き取りを踏まえ、C₃部員の母親に確認の電話をしたところ、C₃部員の

母親は、X₁教員から「事実でないことを書く必要はない」と言われた覚えはない旨を述べた。B₃校長は、B₅教頭に対して、再度、C₃部員の母親から聴き取りをするよう指示した。

エ 27年2月末、B₅教頭は、C₅保護者会長から事情聴取をした。C₅保護者会長は、C₃部員の母親がB₃校長宛ての手紙を書くのは自身の発案である旨回答した。なお、本件処分の前に、B₃校長はC₅保護者会長から話を聴いていない。

(2)ア 27年3月10日、B₃校長の指示を受け、B₅教頭がC₃部員の母親から電話で聴き取りをした。その聴き取りの内容は、要旨次のとおりであった。

D₂珈琲店での面談において、「なぜ、私が手紙を書かなければならないのか」と聞いたところ、X₁教員から、「3月クレームがあったから、学校に信用されていないので」、「手紙でないと残らないから」と説明された。最終的に手紙を書くことを了承した。D₂珈琲店での面談以降、手紙を出したかどうか、X₁教員から確認の電話やメールが何回かあったが、引越しのため、手紙の作成が遅れた。手紙の内容についても注文が多かったため、X₁教員に連絡し、「D₂珈琲店でもらったメモを紛失した。点や丸まで丸写しするので、文案をメールでください」と言った。手紙を出した後、X₁教員は「娘は校長に言いますかね？」と尋ねてきた。私自身にもB₃校長に言わないよう口止めする電話がかかってきた。

B₅教頭は、聴き取りの中で、C₃部員の母親から、C₃部員がX₁教員から処分事由①及び処分事由②の発言（「新潟県男好き代表」及び「気持ち悪い」との発言）をされている旨の話を聞き、部員に聴き取りを行うこととした。

イ 27年3月12日、B₅教頭は、処分事由①及び処分事由②につい

て、C₁部のC₁₂部員及びC₁₁部員から聴き取りをした。その際、C₁₂部員は、インフルエンザで26年1月19日のD₁高校への遠征には参加していないと話した。

ウ 27年3月12日、B₃校長は、処分事由①及び処分事由②について、C₃部員から聴き取りをした。その聴き取りの内容は、要旨次のとおりである。

26年1月19日のD₁高校への遠征の際、練習試合のセットの間にステージの上に立たされ、「新潟県男好き代表として、声を出してみろ」と言われた。プレーで失敗をするたびに「新潟県男好き代表」と大声で言われた。1年生の頃から「男子と仲良く話をしてるんじゃない。そんな暇はない」と言われ、休み時間も監視された。X₁教員は、部員らに対して日常的に「気持ち悪いから近寄るな」などと言う。私自身も「お前が近寄ると病気になる」などと言われた。

エ 上記3(1)アのとおり、26年1月19日のD₁高校への遠征の同行者については校長に届出がされており、学園として同日の遠征の同行者が誰であるか調べるのは難しくはなかった。しかし、学園は、生徒に対する調査及びX₁教員からの懲罰委員会での聴き取りで十分と判断し、同日の遠征の同行者が誰であるかは調べず、C₁部の顧問であるC₄教員を含む職員等から聴き取りをしなかった。

(3) 27年3月16日、C₁₀部員の父親がB₃校長に電話をかけた。

その電話の中で、C₁₀部員の父親は、C₁₀部員がC₃部員からX₁教員が部活動から外されると聞いたとし、「100パーセント外すということに関してC₃部員に言ったのか」と尋ねたところ、B₃校長は、「言いました」と答え、「保護者の手紙やX₁教員の言動について調査したところ、X₁教員をそのまま顧問にしておくことが難しい」旨を述べた。

C₁₀部員の父親は、X₁教員を監督から外さないでほしいこと、適さないとしても3年間、今いる生徒が卒業するまでは監督としてX₁教員に面倒を見させてほしいこと、もうワンチャンス与えてほしいこと、及び顧問としての力、指導力はないとしても、今の生徒たちが卒業するまでは温かく見守ってほしいことについてB₃校長に伝えた。

B₃校長は、C₁₀部員の父親に対し、「うちの労働組合は学校の体制に反旗を翻しているそういうところなんですよ」、「強化指導の顧問でありながら、学校からいろいろと手当てをしてもらっていながら、そういうところに入ってしまっていて」と述べた。

6 懲罰委員会等

(1)ア 27年3月21日正午頃、B₃校長はX₁教員を校長室に呼び、同月26日に懲罰委員会を開くことを告げた。その際、B₃校長は、X₁教員に対して、強化指定部を持つにふさわしくない旨述べるとともに、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をした（B₃校長の発言）。

イ 27年3月21日、組合は、学園に対し、同日付け「申し入れ書」を提出し、B₃校長が同年2月26日にX₁教員から聴き取りをした件について、①X₁教員を懲戒処分しないこと、②X₁教員をC₁部の監督から外さないこと、また、同部を強化指定部から外さないこと、③この件について組合を通すことを求めた。

ウ 27年3月23日、組合は、学園に対し、同日付け「抗議ならびに申し入れ書」により、同月21日のB₃校長の発言に抗議するとともに、①懲罰委員会に、執行委員長のA₁教員と書記長のA₂教員を同席させること、②X₁教員の懲戒に関して団体交渉を開催することを求めた。

(2) 27年3月26日、懲罰委員会が行われた。懲罰委員会の委員として

B₃校長、B₅教頭、B₂教頭及びB₄事務長が出席し、事情聴取対象者としてX₁教員が出席した。懲罰委員会でX₁教員が聴かれた内容は、保護者から学園に来たX₁教員をかばう内容の手紙をX₁教員が書かせたこと及び部活動の指導で不適切な言動があったことについてであり、X₁教員に対してB₃校長が尋問する形で進められた。懲罰委員会に要した時間は2時間40分であった。学園側は録音をしたが、X₁教員が録音することは禁止された。学園は懲罰委員会への組合の執行委員長及び書記長の参加を認めなかった。

懲罰委員会において、B₃校長は、C₃部員の母親から26年11月14日付けの手紙が送られてきた件について、「27年2月23日、C₃部員の母親から私に連絡があり、その手紙はあなた（X₁教員）に言われて書いたものであり、本心ではないという連絡がありました」、「このことについては、2月26日にあなた（X₁教員）に既に聴き取りをしていますので、既に聞いたことについて確認をします」と述べて聴取を開始した。

これに対し、X₁教員は、C₅保護者会長とともにD₂珈琲店でC₃部員の母親に会ったこと、C₃部員の母親から手紙の文案をメールで送ってほしいとお願いされたこと、C₃部員の母親から「丸写しみたいになってしまうんですけど、いいんでしょうか」と言われたこと、及びC₃部員の母親に手紙の文案をメールで送ったことを認めた。その一方で、X₁教員は、D₂珈琲店にC₃部員の母親を呼び出して手紙を書くことについて依頼したのはC₅保護者会長であること、D₂珈琲店でC₃部員の母親に渡したメモは、A₁教員がその場で作成したメモであり、X₁教員のノートに手紙の文案が書いてあったということはなかったこと、C₃部員の母親からのお願いに対し「事実と異なることは絶対に書かないください」と伝えたこと、C₃部員の母親による手紙がX₁教員の

手紙の文案の丸写しではないことを述べた。

また、B₃校長は、26年1月頃のD₁高校への遠征での出来事について、①本校の調査によると、X₁教員がC₃部員をステージに立たせて声出しをさせたということがあるが、そのようなことはなかったと断言できるか、②練習試合のセットの間にC₃部員をステージに立たせて、「新潟県男好き代表として声を出してみろ」といった指示をしたことがあるか、③C₃部員は、プレーで失敗するたびにX₁教員から「新潟県男好き代表」と大声で言われたと言っているが、そういうことはあったかなどと質問した。

これに対し、X₁教員は、1年前のD₁高校への遠征では、C₃部員が練習試合のプレーで他校の部員にけがをさせてしまい、指導をしたことは覚えているが、26年1月頃の遠征でC₃部員をステージに立たせたかについては「細かく覚えていない」と回答し、同遠征時にC₃部員に「新潟県男好き代表」又は「男好き」と言ったかについては「思い出せない」と回答した。

さらに、B₃校長は、①27年1月、C₃部員に「お前が近寄ると病気になる」と言ったか、②C₃部員はそういうふうには言われたと言っているが、否定するか、③26年の秋頃、他の部員や生徒に対して「気持ち悪いから近寄るな」などという言葉を使ったことはあるかなどと尋ねた。

これに対し、X₁教員は、27年1月頃にC₃部員に「お前が近寄ると病気になる」と言ったかについては「言った記憶はない」、26年の秋頃に、部員や生徒に「気持ち悪いから近寄るな」、「気持ち悪い」と言ったかについては「思い出せない」と回答した。

なお、懲罰委員会において、B₂教頭は、B₂教頭の発言について、X₁教員が発言者の意図と異なる形で受け取っているなどとして、「要

は俺が先生に伝えたかったのは、組合に頼ってどうこうするよりも、まず先生自身がしっかりと今回のことを受けとめて反省してほしいと。そういうことを言わないで」、「自分のやったことを棚に上げて組合、組合ってなると」、「減免が削られるよ、減免が認められなくなるんじゃないの」、「先生がこんなことを組合に頼っていたら、杵なんてもらえないんじゃない。本部がC₁部に杵なんか認めないんじゃないのって言わなかった、俺？」などと述べ、また、X₁教員に対する一同僚としてのアドバイスであった旨述べた。

(3) 「学校法人Y懲罰委員会規程」には、次のとおり規定されている。

「(目的)

第1条 この規程は、学校法人Yの教職員の懲罰に関して審議する委員会の必要事項を定めることを目的とする。

2 懲罰は、慎重公正を期して懲罰委員会が審議に当たり、理事会がこれを決定し、理事長が執行する。

第2条 教職員の懲罰を審議する委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 事務長

(4) 校長が指名した者

2 校長は、その委員長となり、同委員会を統率するものとする。

附則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。」

7 本件処分及び本件監督外し等

(1) C₂高校の部活動の顧問は第1顧問から第3顧問まであり、毎年3月上旬頃、B₂教頭が、教員の希望を踏まえて案を作成し、再度教員の希望を聴いた上、教員の中から学園が決定するところ、B₂教頭は、27

年3月7日頃、「平成27年度部活動顧問一覧（案）」を作成し、同月9日頃、教員に配布した。同文書には、C₁部の第1顧問をC₁₃教員、第2顧問をC₆教員、第3顧問をX₁教員とする案が記載されていた。

(2)ア C₂高校の部活動の監督とは、試合で指揮を執る（ベンチワークをする）人で、顧問の中から選ばれる。しかし、C₂高校における部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、部活動において大きな問題や不祥事が起きたり、部活動を指導する監督として不適切な言動がある場合には、学園は、教育上の観点から監督を外すことができるものとしてきた。C₂高校では、X₁教員以外の者について学園が部活動の監督を外した例がある。

イ B₃校長は、本件処分の処分事由になっている部員の苦情や保護者からの申出が事実であり、これが正しいと判断し、教育的な配慮から、27年4月1日以降X₁教員をC₁部の監督から外し、C₆教員を同部の監督とすることを決めた。

(3) 27年4月1日、学園は、決定版となった部活動顧問の一覧を教員に配布し、27年度のC₁部の第1顧問をC₄教員、第2顧問をC₆教員、第3顧問をX₁教員とする旨を通知し、X₁教員を同部の監督から外した（本件監督外し）。

(4) 27年4月1日、B₃校長は、X₁教員を校長室に呼び、B₁理事長名のX₁教員宛ての同日付け「通知書」（以下「処分通知書」という。）を手渡し、X₁教員をけん責処分及び謹慎処分に付した（本件処分）。

ア 処分通知書には、本件処分の処分事由として、次のとおり記載されている。（注：「同年」は26年、「同部」はC₁部、「S女」はC₃部員を指す。）

「①同年1月19日、同部の遠征のためD₁高校に出掛けた際、試合のセットの間に、同部員S女を同校のステージに立たせたうえで

「新潟県男好き代表」と呼び、また、他の機会においても同女に対して「男好き。」と呼ぶなどし、相手の意に反して性的に不快の念や不安な状態に陥れる言動を行い、②同年9月22日後の秋ころ、部員らを「気持ち悪い。」などと呼び、③同年10月23日又は同月24日、C₅保護者会長と共に、S女の母親に対し、D₂珈琲店において、貴職がS女を食事に連れて行ったこと及び深夜にわたって施錠した車中で指導をしたこと等の事実（貴職が弁明書に記載した後記事実）につき、母親が本校に抗議したことから、これを端緒に本校において事実調査のうえ貴職に指導したところ、母親に対し、自己を弁護する内容の手紙を校長宛に書いて貰うため、その案となるメールを送り、あたかも前記行為につき隠蔽工作と受け取られる行為を行い、その結果、母親からは同年11月14日付けで、メールと同一内容の手紙が本校に郵送されてきた。」

イ 処分通知書には、本件処分の処分事由がけん責処分及び謹慎処分に該当する理由として、次のとおり記載されている。（注：「前記1」は上記ア、「S女」はC₃部員を指す。）

「3 貴職の前記1の①の発言は、相手の意に反して性的に不快の念や不安な状態に陥れる言動であり、人格及び基本的人権尊重の本学園の教育理念に反するものであり、同②の発言は、部員達の人格を侮蔑することが明らかな言動であって、貴職の前記弁明書において誓約した内容にも反するものである。また、同③の行為は、S女の母親に対し、貴職が「一生懸命裏工作をしている。」との印象を抱かせるものでもあり、教員としての体面を汚し保護者の本校に対する信頼をも損うものでもある。

4 貴職の前記1の①及び②の行為は就業規則前文の精神及び3条、9条10号、17号に反しており、同規則65条12号に該当し、

同③の行為は同条4号、5号、6号、12号に該当するところ、貴職は、これまで口頭による注意は繰り返し受けてきたものの、懲戒処分としては今回が初めてであることから、貴職の前記各行為と処分との均衡に配慮して、今回は、同規則65条但書後段を適用することとし、同規則64条2号のけん責処分に付し、同条6号の謹慎を附加することとする。」

ウ C₂高校の就業規定には、懲戒について次のとおり規定されている。

「(懲戒)

第六十四条 懲戒は戒告、けん責、免責、懲戒免職とする。

1. 戒告 (略)

2. けん責 書面によりけん責し始末書を取り将来を戒める他左の各号の一または二以上を附加することあり。但し情状によりこれを附加しないことがある。

3. ～5. (略)

6 謹慎 一年以内の期間就業のまま謹慎させる。当該期間中けん責以上に該当する行為をなした場合には免職又は懲戒免職にする。

7 免職 (略)

8 懲戒免職 退職金を支払わず即時解雇とする。

第六十五条 左の各号の一に該当する場合は懲戒免職とする。但し情状酌量の余地あるか改悟の情ある場合には免職にとどめ特に情状に於て忍び難きものあり且つ改悟の情顕著なる場合に於ては、けん責にとどめることができる。

一～三 (略)

四 職務上の指示、命令に従わず本学園の秩序を乱したとき

五 本学園職員としてその体面を汚したとき又は本学園の名誉、

信用、体面を損じたとき

六 本学園の教育方針及び決定した方針に著しく反する行動をな

し若しくは偏向教育をなしたるとき

七～十一 (略)

十二 その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき」

(5) 27年4月5日、X₁教員は、学園に対して、始末書を提出した。同始末書には、次のとおり記載されていた。

「 通知書に記載されている内容について

①について、事実ではありません。

②について、練習の雰囲気の評したものであり、事実誤認です。

③について、自己を弁護する内容の手紙を校長宛てに書いて貰うためという記載があります。これについて手紙を書くことを提案したのはC₁部のC₅保護者会長であり、私も隠蔽工作をしたわけはありません。例文を送った経緯も、D₂珈琲店にC₅保護者会長について行った日から2週間くらいたったときに、C₃部員の母親から、「例文のようなものを送って下さい」と頼まれたので、「事実と異なること、納得できないことは絶対に書かないください」と何度も話をし確認したうえで、メールを送ったというのが事実です。このように、決して例文通りに手紙を書くことを強要したわけではありません。C₃部員の母親から、例文を送るよう頼まれたとき私は困惑したほどです。なお手紙を書いたのも郵送したのもC₃部員の母親です。

また、S女を食事に連れて行ったという記載がありますが、これはC₃部員の母親から頼まれたため連れて行ったものです。さらに深夜にわたって施錠した車中で指導したことという記載もありますが、事実ではありません。

以上のように懲戒理由に事実誤認があるため、この懲戒処分は納得することができません。

なお、今後この件につきましては、X₂組合に委任します。

以上」

8 X₁教員と部員との話合いから本件申立てまでの経過

(1)ア 27年4月14日、D₆体育館のBコートにおいて、午後4時から午後7時までの練習時間のうち、午後4時35分から午後6時40分までの間、X₁教員と部員との話合いがなされ、X₁教員は部活動から距離を置いてほしい旨を部員から伝えられた。

その話合いの場で部員からX₁教員に対して出された主な意見は、部員の扱いに公平性がないこと、X₁教員には来てほしくないこと、X₁教員は信用できないこと、発言に責任を持ってほしいこと、「余計なことを言うなよ」という口止めをすること、調子（上っ面）がいいことなどであった。一方、X₁教員は「いろいろ気づかせてもらった」と答えていた。部員は、練習に来てほしくないという意見に対する回答を求めたが、X₁教員は無言であった。

その話合いにはB₅教頭、C₆教員、C₄教員及び外部コーチが立ち会っていた。また、C₅保護者会長は同体育館のコート外で様子を見ていた。

イ B₅教頭は、27年4月15日朝、上記アの部員の意見を記載した書面をB₃校長に提出した。B₃校長は、同日、X₁教員を校長室に呼び出し、「部員が『駐車場にX₁先生の車が止めてあるのを見るのすら嫌だ』と言っているので、今後は、C₁部の練習に行かないように」と伝え、部活動顧問一覧表からX₁教員の名前を外した（本件顧問外し）。

ウ 27年4月15日以降、X₁教員は、練習会場の体育館には行かず、

C₁部とは距離を置くことになった。

(2)ア 27年4月30日、組合と学園との間で団体交渉が行われた。団体交渉の席上、組合の書記長のA₂教員が「3月21日には、校長先生が、組合に入って強化指定部なんて持てるわけがないだろうとか。3月26日にB₂教頭が」と話し、組合嫌悪の発言について議論がされる中で、組合側の出席者が「よろしいですか。あの一まあ、B₂教頭が退席されたので、校長先生が本当にこういうことを言われたのかどうか」と尋ねたところ、B₃校長は、「いやだから、テープにとってるんだから、言ってるんでしょ」と述べた。

イ 27年4月30日に団体交渉を行った結果、学園と組合は、本件処分の処分事由についてそれぞれ再調査をすることになった。

(3) 学園は、3年生（当時）の部員5名から、27年5月27日付けでアンケートをとった。同アンケートには質問が4つ設定されており、このうち処分事由①及び処分事由②についての質問と、それに対する部員の回答は次のとおりであった。

ア アンケートで設定された質問（処分事由に関連する2問）

「X₁先生の言動（質問1、2、3）について、その様なことが「あった」のか、「なかった」のか。「あった」場合は、その時の様子（状況）を教えてください。」

「質問1 平成26年1月19日、遠征のためD₁高校に出掛けた際、C₃部員を体育館ステージに立たせたうえで「新潟県男好き代表」と呼び、また、他の機会においてもC₃部員に対して「男好き。」と呼ぶなどしていた。」

「質問2 平成26年9月22日後の秋ころ、部員らを「気持ち悪い。」、あるいは「きもい。」などと呼んでいた。」

イ C₃部員の回答

(ア) 質問1 「セット間で、「新潟県男好き代表」として大きな声を出してみろ。という感じで言われた。1月29日の遠征前も、練習中に「男好き」と言われていた。」

(イ) 質問2 「「気持ち悪い」、「きもい」は頻繁に。「気持ち悪い、^(ママ)連いて来るな。」など。」

ウ C₁₄部員の回答

(ア) 質問1 「ありました。ステージの上に立たせ、X₁先生がステージの下から「男好き」や「新潟県男好き代表」などと言っていた。」

(イ) 質問2 「日時ははっきりとは覚えていませんが、部員に対して、「気持ち悪い」と言っていたことはありました。言われた場面は、練習試合や県外遠征のとき、身近な人がいないときに言われたことが多かったです。」

エ C₁₅部員の回答

(ア) 質問1 「確かにこのようなことを言われていた記憶があります。(C₃部員)をステージの上に立たせて先生がステージの下から周りにも聞えるような声で言っていました。」

(イ) 質問2 「確実な日にちは覚えていないが、練習で怒ったときに気持ち悪いという発言をしていた。」

オ C₁₆部員の回答

(ア) 質問1 「ありました。ステージに立たせてX₁先生が「男好き」と言っていた。」

(イ) 質問2 「日時までは覚えていませんが、練習試合のたびに「気持ち悪い」や「汚い」など言っていた。」

カ C₁₂部員の回答

(ア) 質問1 「私はインフルエンザのため休んでいたもので、1月1

9日に起きたことはあまりよく知りませんが、周りの人から
(部員) このようなことがあったと話しを聞きました。」

(イ) 質問2 「日時は覚えていませんが、「気持ち悪い」などと言われたことは数回ありました。」

(4) 27年5月又は6月頃に作成された「平成27年度学校要覧」のC₁部の部活動顧問欄には、C₄教員とC₆教員の名前が記載されていたが、X₁教員の名前はなかった。また、同時期に作成された学校パンフレット中の「指導陣に自信あり」とのページ内で、同部の写真にX₁教員は写っていない。

(5) 27年8月26日、組合と学園との間で団体交渉が行われた。交渉の席上、B₂教頭は、B₂教頭の発言について、①X₁教員に関しては、部員とのトラブルがあり、保護者からの抗議も受け、クラス担任や教科の担当としてもミスが多く、その都度アドバイスをしてきた。②そんな中、X₁教員が組合に逃げ込んだという会話が聞こえてきたことから、X₁教員を教務室に呼んで、「お前組合に入ったのか? いったいどういうことなんだ」、「一体X₁どういうことなんだ。お前いま組合に助けを求めている場合じゃないだろ。なにか苦しいことがあれば組合に助けをもらうのか」というような話をした。③これだけミスをフォローしてもらっておきながら、それを真摯に受け止めようともせず、反省しようともせず、このタイミングで組合に入って自分の尻ぬぐいをしてもらおうという態度に大いに憤った旨を述べた。

(6) 27年10月16日、組合らは、新潟県労委に対し、本件処分、本件監督外し並びにB₂教頭の発言及びB₃校長の発言に係る本件申立てを行った。

9 本件申立て以降の経過

(1)ア 28年3月8日、学園は、「平成28年度部活動顧問一覧表」を教

員に配布した。その「平成28年度部活動顧問一覧表」で、X₁教員はC₇部の第3顧問とされており、C₁部の第1顧問はC₆教員、第2顧問はC₄教員とされていたが、第3顧問は空欄となっていた。

イ 組合は、学園に対し、28年3月9日付け「申し入れ書」により、28年度においてもX₁教員をC₁部の顧問とするよう求めた。

ウ 28年4月11日、組合と学園との間で団体交渉が行われた。交渉の席上、学園が、27年4月14日に部員からX₁教員に対する指導拒否の表明があったため、X₁教員を27年のC₁部の顧問から外したと述べたところ、X₁教員が、27年に外すとは言われていない、第3顧問として弁当の手配をやっていたと反論した。これに対し、B₃校長は、27年4月14日の部員の発言について報告を聞き、また、X₁教員の車があるだけで嫌だという話も聞いたので、X₁教員には、部員がそう思っているから近くには行かないように、という話をしたと述べ、A₂教員が「そうですよね」、「顧問から外れてないですよ」と尋ねたところ、B₃校長は、「27年度はね」と述べた。続けて、A₂教員が「じゃあなぜ28年度は」と尋ねたところ、B₃校長は、「27年度のそういう動きがあつて、もう生徒からもX₁先生が戻ってきてほしいなんてことは一切ないし。学校としては、これはX₁先生を顧問として名前を出しておくことよりも、外したほうが良いと私が判断して、28年度は名前を外した」、X₁教員の同部の顧問の件に関しては、26年3月のことがきっかけだったが、「顧問外したのは(27年)4月の14日の件があつて、その後に4月の8日の件があつたから、今年度(28年度)は外したんじゃない最初から」と述べた。また、A₂教員が「何故27年度中に顧問を、第3顧問を外すっていうことをしなかったんですか」と尋ねたところ、B₃校長は、「X₁先生に、話をしてその後改善されてくれば、復帰もあるっ

てことも考えていた」と述べた。

- (2) 組合らは、初審の審査中の28年6月に、元部員らの陳述書を書証として提出した。これらの陳述書の作成者は、陳述書作成時点で既に卒業していたC₁₇、C₁₈及びC₁₂部員並びにC₂高校から転学したC₁₀部員であった。同陳述書には、X₁教員の本件処分の処分事由及び学園が実施した27年5月27日付けのアンケートに関連して、次のような記載があった。

ア C₁₇の陳述書（28年5月21日付け）

「昨年平成27年4月のあたりに、夕方X₁先生から電話がありC₁₇たちが2年生だったときのD₁高校との練習試合で俺がC₃部員をステージにあげて新潟県男好き代表と言ったことあったっけ、と聞かれ私は「絶対にないです」と答えました。今振り返ってもそんなことは絶対にありません。」

イ C₁₈の陳述書（28年5月21日付け）

「○平成26年1月のD₁高校遠征のとき、生徒をステージに立たせて「新潟県男好き代表」等と呼んだことがあったかどうか。

私も参加していたがこのようなことはなかったです。生徒のことを公に広め、性的不快な思いをさせるように指導したようなこともありません。平成26年1月以降もD₁高校には何度も行きましたし、合宿もしました。」

「○平成26年秋ごろ生徒達を「気持ち悪い」などと呼び人格否定したことがあったか

このようなこともありません。むしろX₁先生はチームを全国大会に出場させるために熱心に指導してくれていました。また、部活だけではなく、生活面や私は勉強との両立も指導していただきとても生徒を大切にしてくださる先生だと思っています。」

ウ C₁₂部員の陳述書（28年5月22日付け）

「私は平成28年3月にC₂高校を卒業しました。C₁部の部員でした。B₃校長先生やB₅先生に言い返すことができず、しかも同級生であるC₃部員からのプレッシャーで不本意にもアンケートにC₃部員に合わせて書いてしまったことを後悔しています。一番世話になっていたX₁先生に対しても本当に心が痛い思いです。卒業した今、本当の事実を証明したいと思いました。」

「実は私とC₁₄部員とC₁₆部員はD₇駅の喫茶店の椅子で一緒にアンケートを記入したのですが、「どうやって書く？」みたいなノリで覚えてないようなこともあったように合わせて書いてしまいました。」

「校長先生からのアンケートには、X₁先生が練習中に「気持ち悪い」等と言っていたかというのもありましたが、X₁先生は練習の質や雰囲気について言っていたことがあっただけで、私達の人格を否定して言ったことはありません。」

エ C₁₀部員の陳述書（28年6月5日付け）

「X₁先生は、練習の雰囲気やレベルを怒るようなことはあっても、人格を否定する意味での気持ち悪いとか絶対言っていません。」

(3) 28年7月5日、組合らは、新潟県労委に対し、本件顧問外しに係る本件申立てを行い、新潟県労委は、29年11月2日、当事者双方に対し、初審命令を交付した。

(4) 学園は、再審査の審査中にC₃部員及びC₃部員の母親の陳述書を書証として提出した。これらの陳述書には、X₁教員の本件処分の処分事由に関連して、次のような記載があった。

ア C₃部員の陳述書（30年8月30日付け）

処分事由①について、26年1月19日にD₁高校で練習試合を行

った際、X₁教員から「新潟県男好き代表」と言われたことは間違いない。同日の練習試合のセット間に私をステージに上がらせて、X₁教員が私に向けて「新潟県男好き代表」と言ったことは本当であったことである。

イ C₃部員の母親の陳述書（30年10月23日付け）

(ア) B₃校長宛ての手紙の内容が本意ではないことについて

X₁教員に頼まれてB₃校長宛てに手紙を書いた。私の思いや事実に反する部分が多々あるが、それは私の真意に基づくものではなく、X₁教員の都合で書いていることによる。

(イ) 手紙を書かざるを得なかった理由について

私から進んで手紙を書きますと言ったことはなく、結局、C₅保護者会長やA₁教員まで一緒に来て、文章にするメモまで書いて送るからと言われたことから書くようになったものである。

(5)ア 学園は、令和2年3月10日付け「通知書」により、X₁教員に解雇を予告し、再審査の審査中である同月31日をもってX₁教員を解雇した。

イ X₁教員は、令和2年4月30日、授業中等における生徒に対する言動等を理由とする上記解雇は違法、無効であるとして、新潟地方裁判所長岡支部に対し、労働契約上の地位の保全及び賃金の仮払いを求める仮処分申立てを行った。

第4 当委員会の判断

1 争点1-1（本件処分は労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 学園は、27年4月1日付けでX₁教員に対しけん責処分をし、これに1年間の謹慎処分を附加した（本件処分）。本件処分は、X₁教員に

対する人事上の不利益取扱いである。

- (2) 学園は、本件処分には合理的な理由があり、社会通念上の相当性もある有効なものであり、組合の組合員であることを理由としてされたものではないと主張するので、以下、本件処分の処分事由ごとに検討する。

ア 処分事由①について

(ア) 処分事由①のうち、X₁教員が他の機会において、C₃部員に対し、「男好き」との発言をしたことは争いがない（前記第3の3(2)）。これに対し、26年1月19日、C₁部の遠征のためD₁高校に出掛けた際、練習試合のセットの間に、X₁教員がC₃部員を同校のステージに立たせた上で「新潟県男好き代表」と呼んだか否かについては争いがある（以下「処分事由①の係争事実」ともいう。）。

(イ) 処分事由①の係争事実に沿う証拠として、本件処分後に学園が実施したアンケートに対するC₃部員の回答、再審査において学園が提出したC₃部員の陳述書がある。また、上記アンケートに対する他の部員の回答の中にも、その場面を目撃したなどとして、X₁教員の処分事由①の存在を肯定する旨の記載部分があり、元部員らの同趣旨の陳述書もある。さらに、B₃校長の陳述書には、B₃校長がC₃部員から事情を聴取して、処分事由①の係争事実を確認した旨の記載部分があり、B₅教頭の陳述書には、B₅教頭が他の部員から事情を聴取して、処分事由①の係争事実を確認した旨の記載部分がある。

しかしながら、他方、X₁教員は、懲罰委員会において処分事由①を明確には認めておらず、本件処分の直後に提出した始末書においても処分事由①について事実誤認があるとして否認している（前記第3の6(2)及び7(5)）。26年1月19日のD₁高校への遠

征で練習等を見学していたC₁₀部員の父親は、処分事由①の発言等の現場を目撃していないと証言している。組合らが初審において提出した元部員らの陳述書及び再審査において提出した元部員らの陳述書の中にも、処分事由①の係争事実を目撃していない旨など、上記アンケートに対する部員らの回答と反対趣旨の記載部分がある。

以上のとおり、C₃部員の上記アンケートの回答及び陳述書、他の部員の上記アンケートの回答及び陳述書等があるが、その一方で、上記の反対趣旨の証拠があることを踏まえると、C₃部員を含む一部の部員に、X₁教員の部員に対する言動への不信、不満があることがうかがわれるものの、直ちに処分事由①の係争事実の存在までを認めることは困難である。

(ウ) 学園は、X₁教員が他の機会にC₃部員に対して「男好き」と言ったことをもって、26年1月19日に処分事由①の係争事実があったことを推認できると主張するが、両者は別個の事実であり、そのような推認をすることはできない。

また、学園は、懲罰委員会において、X₁教員がD₁高校への遠征における出来事について「思い出せない」と弁明し、X₁教員の弁明態度が端的な回答をせずにごまかすものであったとし、これをもって処分事由①の係争事実が認められると主張する。しかし、X₁教員の上記のような弁明内容及び弁明態度を考慮しても、処分事由①の係争事実を認めることは困難である。

(エ) 他に処分事由①の係争事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 処分事由②について

(ア) 処分事由②のうち、X₁教員が26年9月22日以後C₁部の部

活動中に部員らに聞こえる声で「気持ち悪い」と発言したことがあったことは争いがない（前記第3の4(4)）。この発言の趣旨について、学園は、処分事由②のとおり、部員らの人格を侮蔑することが明らかな言動であるなどと主張するのに対し、組合らは、X₁教員は練習の雰囲気について「気持ち悪い」と言ったことはあるが、個々の部員の容姿などに関し「気持ち悪い」と言ったことはないと主張して、処分事由②を否認しており、争いがある。

(イ) 処分事由②に沿う証拠としては、学園が実施したアンケートに対する部員らの回答の中に、X₁教員の「気持ち悪い」との発言について、「気持ち悪い、連いて来るな」、「部員に対して、『気持ち悪い』と言っていた」などの記載部分があり、再審査において学園が提出した元部員らの陳述書にもこれを肯定する記載部分がある。また、B₃校長の陳述書には、B₃校長がC₃部員から事情を聴取し、部員らに対して「気持ち悪いから近寄るな」などと言っていることを確認した旨の記載部分があり、B₅教頭の陳述書には、B₅教頭が他の部員から事情を聴取して、同趣旨の発言を確認した旨の記載部分がある。

しかしながら、他方、X₁教員は、懲罰委員会において処分事由②について「思い出せない」と弁明して、明確には認めておらず、本件処分直後に提出した始末書においても処分事由②について事実誤認があるとして否認している（前記第3の6(2)及び7(5)）。X₁教員は初審の審問において、組合らの主張と同趣旨の供述をしている。組合らが初審において提出した元部員らの陳述書及び再審査において提出した元部員らの陳述書には、部員らの上記アンケートの回答と反対趣旨の記載部分がある。

以上のとおり、部員らの上記アンケートの回答及び陳述書等が

あるが、その一方で、上記の反対趣旨の証拠があることを踏まえると、部員の一部にX₁教員の「気持ち悪い」との発言が部員に向けられたものと受け止めた者がいることがうかがわれるものの、部活動中におけるX₁教員の上記発言が、部員個人に対して、部員らの人格を侮蔑する意味でされたものとまで認めることは困難である。

(ウ) 学園は、X₁教員は、懲罰委員会において、「思い出せない」と弁明し、「気持ち悪い」という言葉だけでなく、「きもい」という表現は使用していないことをしきりに繰り返す等、端的な回答を避ける態度を示し、ごまかそうとする姿勢であったとして、「気持ち悪い」等の言葉は部員個人に対して発せられていたものであると主張する。しかし、懲罰委員会におけるX₁教員の上記のような弁明内容及び弁明態度を考慮しても、「気持ち悪い」等の言葉が部員個人に対して発せられていたものと推認することはできない。

また、学園は、X₁教員が部員らの人格を侮蔑する発言をしたとし、その例として、①部員は「言われた場面は、練習試合や県外遠征のとき、身近な人がいないときに言われたことが多かったです。」とも述べていることや、②X₁教員はD₁高校に行くと、言葉遣いが悪くなるとC₃部員及びC₅保護者会長が述べていることを挙げるが、これらをもって直ちに処分事由②があったと推認することもできない。

(エ) 他にC₁部の部活動中におけるX₁教員の「気持ち悪い」との発言が、部員個人に対して人格を侮蔑する意味でされたものと認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 処分事由③について

(ア) 処分事由③のうち、X₁教員らがC₃部員の母親とD₂珈琲店で会い、その場でC₃部員の母親がC₅保護者会長からB₃校長宛ての手紙を書くことを提案され、X₁教員がその文案をC₃部員の母親に送ったこと、その後、C₃部員の母親がその文案に沿う内容のB₃校長宛ての手紙を書いて送ったことは争いがない（前記第3の4(3)ア、ウ及びエ）。

C₃部員の母親が上記B₃校長宛ての手紙を書いた趣旨等について、学園は、処分事由③のうち上記の争いがない事実以外の事実もあったと主張するのに対し、組合らは、C₃部員の母親をD₂珈琲店に呼び出したのはC₅保護者会長であり、D₂珈琲店でX₁教員がC₃部員の母親に手紙を書いてほしいと依頼したことはない、C₅保護者会長の依頼に対しC₃部員の母親が手紙を書くことを拒否したことはないし、C₅保護者会長らが強要したこともないと主張して、争いがある。

(イ) 処分事由③に沿う証拠としては、学園が再審査において提出したC₃部員の母親の陳述書がある。B₃校長の陳述書には、C₃部員の母親から電話があり、それを聴き取ったものが処分事由③である旨の記載部分がある。

しかしながら、他方、X₁教員は懲罰委員会や初審の審問において、組合らの上記(ア)の主張に沿う供述をしている。

このように、反対趣旨のX₁教員の証拠があることを踏まえると、C₃部員の母親の陳述書、B₃校長の陳述書から、C₃部員の母親が27年2月23日にB₃校長に電話をかけてB₃校長宛ての手紙の件についての苦情を述べたことがうかがわれるものの、これらのみで処分事由③の存在まで認めることは困難である。

(ウ) 他にB₃校長宛ての手紙の作成がC₃部員の母親の意に反してい

たこと、C₃部員の母親に裏工作をしているとの印象を与えたこと、及びX₁教員が上記行為を主導していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

エ まとめ

以上のとおり、処分事由①のうち、X₁教員が他の機会においてC₃部員に対し「男好き」との発言をしたことは認められるところ、X₁教員の同発言は、教員の言説として適切を欠くものである。しかしながら、その余の処分事由の存在を認めるに足りる的確な証拠はない。そうすると、X₁教員の同発言のみをもって、本件処分に合理的な理由があるというのは困難である。しかも、X₁教員の同発言は本件処分の1年以上前である25年度にされたものであると認められるところ、学園は、X₁教員が組合に加入したことを知った後になって、本件処分の1年以上前のX₁教員の同発言を含めて本件処分をしたものである。

以上のことからみて、本件処分は合理的な理由を欠くものといわざるを得ない。

- (3) そこで、本件処分はX₁教員が組合の組合員であることを理由としてされたものであるか否かについて検討する。

ア 学園がX₁教員に対し本件処分をする経緯及び内容に関する事実は、次のとおりである。

- (ア) 組合から19年、22年、23年と続けざまに4件の不当労働行為の救済申立てがされ、19年に救済申立てがされた2件については新潟県労委から一部救済命令が発出され、同2件については、23年12月16日に当委員会で和解し、その余の救済申立ても取り下げられたものの、学園と組合との間では対立関係が続いてきた（前記第3の2）。

- (イ) X₁教員は、上記(ア)の当委員会での和解後に組合が学園に通知した唯一の組合員であり、学園は、組合からの26年9月29日の通知によりX₁教員が組合の組合員であることを認識した(前記第3の1(1)ア及び4(1)カ)。
- (ウ) 学園は、X₁教員が組合の組合員であることの認識を持つ前には、26年3月に、X₁教員の部員に対する指導をめぐり、保護者からの抗議(3月クレーム)を受けたことから、同年9月22日にX₁教員に事情聴取を行ったことがあったが、X₁教員は、弁明書を提出するにとどまり、この件について懲戒処分に付されていない(前記第3の4(1)ア及びオ)。
- (エ) B₂教頭は、X₁教員が組合に加入したことを知った後の26年10月21日に、X₁教員に対して、組合に入れば本部からC₁部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言をしている(B₂教頭の発言、後記5)。
- (オ) B₃校長は、本件処分に先立ち、27年3月16日にC₁₀部員の父親との電話の中で、「うちの労働組合は学校の体制に反旗を翻しているそういうところなんですよ」、「強化指導の顧問でありながら、学校からいろいろと手立てをしてもらっていながら、そういうところに入ってしまっていて」という組合に対する嫌悪感をうかがわせる発言をしている(前記第3の5(3))。
- (カ) B₃校長は、27年3月21日に、X₁教員に対し、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をしている(B₃校長の発言、後記6)。
- (キ) 学園は、X₁教員が組合に加入したことを知った後には、3月クレームへの対応の時と異なり、27年2月23日以降保護者や部員の一部から本件処分の処分事由に関する事情聴取を行った

後、同年3月26日に懲罰委員会を開催し、X₁教員の弁明を聴いた上で、同年4月1日付けで本件処分を行っている（前記第3の5(1)及び(2)、6(2)並びに7(4)）。

(ク) 本件処分は、処分事由のうち、X₁教員が他の機会において「男好き」との発言をしたことを除き、これを認めるに足りる的確な証拠がない中でされたものであり、合理的な理由を欠くものである（上記(2)）。

イ 上記ア(ア)ないし(ク)の事実を総合すると、学園は、組合との間で対立関係が続いてきた状況において、26年9月29日にX₁教員が組合の組合員であることを認識した後、27年2月23日以降保護者や部員の一部から処分事由の存在の話聴き、組合を嫌悪し、X₁教員が組合の組合員であることを理由として本件処分を行ったことが推認される。

(4) 以上によれば、本件処分は、組合の組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たり、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

2 争点1-2（本件処分は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

前記1のとおり、学園は、組合との間で対立関係が続いてきた状況において、X₁教員が組合の組合員であることを認識した後、合理的な理由を欠くのに、組合を嫌悪し、X₁教員が組合の組合員であることを理由として本件処分を行ったものである。そうすると、学園は、組合を嫌悪し、組合員であるX₁教員を本件処分にすることで、教職員が組合に加入することをけん制し、組合を弱体化することを企図して本件処分を行ったものと推認される。

したがって、本件処分は、学園による労働組合の運営に対する支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

3 争点2-1 (本件監督外しは労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。)について

(1) 学園は、27年4月1日にX₁教員をC₁部の監督から外した(本件監督外し)。本件監督外しは、X₁教員の部活動における指導の機会を奪うもので、不利益取扱いである。

(2) そこで、本件監督外しは、X₁教員が組合の組合員であることを理由としてされたものであるか否かについて検討する。

ア 学校における部活動は教育活動の一環として行われるものである。

C₂高校においては、部活動の顧問は、学園が教員の中から選び、部活動の監督は、通常は顧問の中から選ばれるものである(前記第3の7(1)及び(2)ア)。しかし、学園(校長)は、学校教育法第37条第4項、第62条の規定する職員の監督権限を有するところ、C₂高校の部活動において、監督が不適切な言動をするなどして部員や保護者と問題を起こした場合には、上記の監督権限に基づき、教育上の配慮から合目的な裁量判断によりその者を監督から外すことができるものと解される。

イ 本件監督外しに至る経緯及び状況は、次のとおりである。

(ア) X₁教員の部員に対する指導をめぐっては、26年3月に部員の保護者2名から、X₁教員がC₃部員を2人で食事に連れて行ったり、深夜にわたって施錠した車中で指導したりしたなどとして、学園に対し抗議があった(3月クレーム)。これを受け、学園は、同年4月1日以降、X₁教員をC₁部の監督から外したが、同年9月13日に試合に出場するために監督が必要であったことから、X₁教員は監督に復帰した。その後、学園は、同月22日にX₁教員から3月クレームについて事情聴取を行い、X₁教員から弁明書の提出を受けた。同弁明書には、X₁教員が、部活動終了後の午

後8時半頃から午後10時頃まで、遅いときは午前0時を超えてC₃部員を施錠した車中で指導したこと、C₃部員と2人で食事に行ったこと、C₃部員に退学届を作成させていたこと等が記載されていた(前記第3の4(1)ア、ウ及びオ)。

- (イ) X₁教員は、26年10月23日又は同月24日にC₃部員の母親に会い、後日、X₁教員のC₃部員に対する指導に感謝する内容のB₃校長宛ての手紙の文案となるメールをC₃部員の母親に送るなどし、これを受けて、C₃部員の母親が、同年11月14日、上記メールに沿った内容のB₃校長宛ての手紙を出した。しかし、C₃部員の母親が、27年2月23日、B₃校長に対し、上記手紙を出すに至った経緯等の説明をし、これを受け、学園はC₃部員の母親から聴き取り調査をした。C₃部員の母親は学園に対し、上記手紙の提出をめぐるX₁教員の関与について抗議した(前記第3の4(3)アないしエ並びに5(1)ア及び(2)ア)。
- (ウ) 学園は、27年3月10日、C₃部員の母親から、C₃部員がX₁教員から処分事由①及び処分事由②の発言をされている旨の話を聴き、これを契機に、学園はC₃部員ほか2名の部員からも聴き取り調査を行った(前記第3の5(2)アないしウ)。
- (エ) B₃校長は、以上のとおり、27年2月23日以降、保護者からの抗議や一部の部員からの苦情があったことから、教育的な配慮から、同年4月1日以降X₁教員をC₁部の監督から外すことにした。学園は、同年3月7日頃、X₁教員を同部の監督から外して第3顧問とすることを決め、「平成27年度部活動顧問一覧(案)」を作成して、同月9日頃に教員に配布した(前記第3の7(1)及び(2)イ)。
- (オ) 学園が27年4月1日に行ったX₁教員に対する本件処分の処

分事由は、X₁教員が他の機会において「男好き」との発言をしたことを除き、これを認めるに足りる的確な証拠はなかったものである（前記1）。しかし、処分事由①におけるX₁教員の他の機会における「男好き」との発言によりC₃部員に不信感を持たれていたことがうかがわれ、また、処分事由②に関して、X₁教員が26年9月22日以後C₁部の部活動中に「気持ち悪い」との発言をしたことについて、一部の部員からは、部員に向けられたものと受け止められていたことがうかがわれる。さらに、前記1(2)ウのとおり、X₁教員が主導していたとまではいえないものの、処分事由③の外形的事実は相当程度認められるから、C₃部員の母親がこの件について後日苦情を述べるのも相応に理由があるといえる。

ウ 上記イ(ア)ないし(カ)のとおり、X₁教員が25年度中にC₁部のC₃部員に対し不適切な言動を繰り返し、これに対し保護者から3月クレームが出て、学園は26年4月1日にX₁教員を同部の監督から外したこと、学園は、試合に出場するために監督が必要であったことから、同年9月13日にX₁教員の同部の監督への復帰を認めたが、その後も、上記イの(イ)及び(ウ)に記載したX₁教員の言動から、X₁教員はC₃部員を始めとする一部の部員及びC₃部員の母親に不信感を持たれるようになったこと、27年2月23日にC₃部員の母親がB₃校長に対し感謝の手紙を出すに至った経緯を説明して抗議をし、C₃部員を含む一部の部員からも学園にX₁教員の言動に対する不満が出たことが認められ、これらの事実関係の下で、学園（校長）が、これ以上X₁教員に同部の監督を続けさせるのは適切でないと判断して、同年4月1日に本件監督外しを行ったものと認められる。

学園は、教育機関として、生徒の心身の健全育成を行うこと等を使命としており、この使命を果たすためには、生徒の人格的利益を守る

とともに、学園及び教職員と生徒及び保護者との信頼関係を維持することが不可欠である。学校における部活動は教育活動の一環として行われるものであるところ、以上の本件監督外しに至る経緯や、本件監督外しの原因となった保護者や一部の部員の不満、抗議等に鑑みると、学園は、部員らの人格的利益を守るとともに、学園と部員ら及び保護者との信頼関係を維持するためにも、教育的な配慮から本件監督外しを行ったものであるといえ、本件監督外しには合理性がある。

エ 他方、前記1及び2のとおり、学園は、組合を嫌悪してきており、本件監督外しとほぼ同時期に決定された本件処分は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するものである。また、B₃校長は、27年3月21日、本件処分のための懲罰委員会の開催を告知する際に、X₁教員に対し、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をしている(後記6)。そうすると、これらの事実からは、学園が本件監督外しの当時、組合嫌悪の感情を抱いていたことが推認される。

オ しかしながら、前述したとおり、学園は、X₁教員のC₃部員への不適切な言動について保護者から3月クレームを受け、26年4月1日以降X₁教員をC₁部の監督から外したが、同年9月13日に同部の監督に復帰した後も、X₁教員の言動に起因してX₁教員と保護者及び一部の部員との関係が悪化し、27年2月23日以降保護者及び一部の部員から上記イ(オ)の苦情や抗議が出てきたのである。このような状況において、学園は、部員らの人格的利益を守るとともに学園と部員ら及び保護者との信頼関係を維持するという教育的な配慮から、これ以上X₁教員に同部の監督を続けさせるのは適切でないと判断して、X₁教員を同部の監督から外したのである。学園は、教育機関として生徒の人格的利益を守るとともに、学園及び教職員と生徒及び保護者との

信頼関係を維持することが不可欠であることに鑑みると、仮にX₁教員が組合の組合員でなかったとしても、同様の判断をしたものと推測される。そうすると、本件監督外しは、X₁教員が部員や保護者との関係で問題を起こしていたことに関する教育的な配慮からされたものであると認められる。

この点について、組合らは、26年9月には保護者による3月クレームの件については全て解決しており、X₁教員は確定的に同部の監督に復帰していたとし、その前提に立って、本件監督外しはX₁教員が組合の組合員であることを理由としてされたものであると主張する。しかし、同年9月13日の監督復帰は試合に出場することが直接の契機となっており、同月22日にX₁教員は3月クレームの件について事情を聴取されて弁明書を提出したことは前記のとおりであり、同月13日の監督復帰の際に、3月クレームの件が全て解決していたとはいえない。したがって、組合らの上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

カ 以上のとおり、本件監督外しは、X₁教員が部員や保護者との関係で問題を起こしていたことに関する教育的な配慮からされたものであり、X₁教員が組合の組合員であることを理由としてされたものではない。

(3) 以上によれば、本件監督外しは、X₁教員が組合の組合員であることを理由としてされた不利益取扱いではなく、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当しない。

4 争点2-2（本件監督外しは労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

前記3のとおり、本件監督外しは、X₁教員が部員や保護者との関係で問題を起こしていたことに関する教育的な配慮からされたものであり、X₁

教員が組合の組合員であることを理由としてされたものではない。したがって、本件監督外しは、学園による労働組合の運営に対する支配介入に当たらず、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

5 争点3-1（（B₂教頭の発言の有無。）B₂教頭の発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) B₂教頭は、27年3月26日の懲罰委員会及び同年8月26日の団体交渉において、26年10月21日、X₁教員に対し、「お前組合に入ったのか？いったいどういうことなんだ」、「一体X₁どういうことなんだ。お前いま組合に助けを求めている場合じゃないだろ。なにか苦しいことがあれば組合に助けてもらうのか」、「減免が削られるよ、減免が認められなくなるんじゃないの」、「先生がこんなことを組合に頼っていたら、枠なんてもらえないんじゃない。本部がC₁部に枠なんか認めないんじゃないの」という趣旨の発言をしたと述べている（前記第3の6(2)及び8(5)）。また、B₂教頭の陳述書には、「都合が悪くなったら誰かに助けてもらって謙虚に反省しない態度なら、C₁部は強化指定部から外されるか、君が顧問から外されるかもしれない」と発言した旨の記載がある。これらの証拠から、組合に入れば本部からC₁部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言があったことを認めることができる。

(2) B₂教頭の発言は、その内容からみて、組合に加入しているとC₁部が特待生の枠等において不利益な取扱いがされる可能性があることを示唆するものである。B₂教頭は学園の管理職であるところ、B₂教頭の発言は業務時間中に教務室の教頭席においてされたものである（前記第3の1(3)及び4(2)イ）。これらに、学園と組合との間で対立関係が続いてきたことを併せ考慮すると、B₂教頭の発言は、B₂教頭が学園の管理職として、組合の弱体化を企図して行ったものと推認され、労働組合の運営

に対する支配介入に当たる。

これに対し、学園は、B₂教頭はX₁教員に対して、X₁教員との従来の個人的な関係に基づいて、一同僚として今までと同じように、アドバイスとして個人的見解を伝える発言をしたものであると主張する。しかし、上述したとおり、B₂教頭が学園の管理職であること、発言の内容及び日時・場所、学園と組合との間で対立関係が続いてきたこと等に照らせば、B₂教頭の発言がX₁教員に一同僚として個人的見解を伝えたものとみるのは困難である。学園の上記主張は採用することができない。

- (3) 以上によれば、B₂教頭の発言は、組合の弱体化を企図して行われたもので、学園による労働組合の運営に対する支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

6 争点3-2（（B₃校長の発言の有無。）B₃校長の発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

- (1) B₃校長が、27年3月21日、X₁教員を校長室に呼び出し、本件処分に関する懲罰委員会を開催することを告げた際に、X₁教員が強化指定部を持つにふさわしくない旨の発言をしたことには争いがない（前記第3の6(1)ア）。

X₁教員は、初審の審問において、B₃校長から懲罰委員会の開催を告げられた際、B₃校長が「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」と発言した旨の供述をしている。

B₃校長の強化指定部に関する発言は、X₁教員に対する懲戒処分に関する懲罰委員会の開催について伝える場でされたものである。B₃校長は、これに先立ち、同月16日にC₁₀部員の父親との電話の中で、組合やX₁教員の組合加入に対する嫌悪感をうかがわせる発言をしている。学園が同年4月1日付けで行った本件処分は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。同月30日の団体交渉において、組合

から「校長先生が、組合に入って強化指定部なんて持てるわけがないだろうと、言われたのかどうか」と問われたのに対し、B₃校長自身が「いやだから、テープにとってるんだから、言ってるんでしょ」と述べている（前記第3の5(3)、6(1)ア及び8(2)ア並びに前記1及び2）。

以上の証拠及び事情を総合すると、B₃校長は、同年3月21日、X₁教員に対し、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をしたことを認めることができる。

これに対し、学園は、B₃校長の発言の内容は、X₁教員に反省と改善を促し、X₁教員が強化指定部を持つにふさわしくないという趣旨の発言をしたものであり、強化指定部の監督の適性として、まずは、自身の反省すべき点に向き合う姿勢の重要性を伝えようとしたものであると主張し、B₃校長は、初審の審問において、これに沿う証言をする。

しかし、B₃校長が、X₁教員に懲戒委員会の開催日時を通知する際に、X₁教員に反省と改善を促しX₁教員が強化指定部を持つにふさわしくないという趣旨の発言をすることと、組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をすることとは両立するものである。したがって、B₃校長の上記証言部分を考慮しても、B₃校長の発言があったとの判断は左右されない。

- (2) B₃校長は学園の管理職であるところ、B₃校長の発言は、業務時間中に校長室においてされたものである（前記第3の1(3)及び6(1)ア）。これに、学園と組合との間で対立関係が続いてきたことを併せ考慮すると、B₃校長の発言は、B₃校長が学園の管理職として、組合の弱体化を企図して行ったものと推認され、労働組合の運営に対する支配介入に当たる。

これに対し、学園は、B₃校長の発言について、再三の指導にもかかわらず、責任転嫁をするなど反省する姿勢がないというX₁教員の性格

や態度を指摘したものであり、組合に関する話題ではなく、組合を否定する趣旨などないと主張する。しかし、上記のとおり、B₃校長の発言の内容及び日時・場所、学園と組合との間で対立関係が続いてきたこと等からみて、B₃校長が学園の管理職として、組合の弱体化を企図してB₃校長の発言をしたものというべきであり、学園の上記主張は採用することができない。

- (3) 以上によれば、B₃校長の発言は、組合の弱体化を企図して行われたもので、学園による労働組合の運営に対する支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

7 争点4（本件顧問外しは労組法第7条第4号の不当労働行為に当たるか。）について

組合らは、学園が、28年3月8日に発表された「平成28年度部活動顧問一覧」において、X₁教員をC₁部の顧問から外したとし、その前提に立って、これは、組合らが27年10月16日に本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いであると主張する。

しかし、同年4月14日に部員からX₁教員に部活動から距離を置いてほしい旨の申出があり、B₃校長は、同月15日にX₁教員に対し、「部員が『駐車場にX₁先生の車が止めてあるのを見るのすら嫌だ』と言っているので、今後は、C₁部の練習に行かないように」と伝え、27年度の部活動顧問一覧からX₁教員の名前を外した(前記第3の8(1)ア及びイ)。同年5月又は6月に作成された「平成27年度学校要覧」等の対外的な資料において、C₁部の顧問としてX₁教員の名前や写真が掲載されていない(前記第3の8(4))。これらの事実を総合すると、学園は同年4月15日にX₁教員を同部の第3顧問から外したことが認められる。このように、本件顧問外しは、本件申立て時である同年10月16日よりも前であるから、組合らの上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

8 救済方法について

- (1) 本件処分は、 X_1 教員が組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとともに労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。この不当労働行為から X_1 教員を救済するとともに正常な集团的労使関係の秩序を回復、確保するには、主文第1項のとおり、学園に対し、本件処分をなかつたものとして取り扱うことを命ずるのが相当である。
- (2) 上記のとおり本件処分は不当労働行為に該当し、また、 B_2 教頭の発言及び B_3 校長の発言は、労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。これらの不当労働行為から正常な集团的労使関係の秩序を回復、確保するには、学園に対し、 X_1 教員に主文第2項記載の文書を手交することを命ずるとともに、組合に主文第3項記載の文書を手交し、かつ、これと同一内容の文書を C_2 高校の教務室内に掲示することを命ずるのが相当である。

9 結論

以上によれば、学園に対し主文第1ないし第3項の救済命令を発すべきであるが、その余の本件申立ては理由がないから棄却すべきである。これと一部異なる初審命令はその限度で相当でないから、学園並びに X_1 教員及び組合の各再審査申立てに基づき、初審命令を主文のとおり変更する。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条を適用して、主文のとおり命令する。

令和2年12月16日

中央労働委員会

第三部会長 畠山 稔 ㊟